平成20~24年度包括外部監査の委託料(監査費用)に対する源泉徴収を 怠る事実に基づく当該源泉所得税および延滞税相当額に係る公金支出の差止め に関する住民監査請求について、地方自治法(以下「法」という。)第242条 第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公 表します。

平成25年7月26日

高松市監査委員 吉 田 正 己

同 山 下 稔

同 井上孝志

同 落合隆夫

平成20~24年度包括外部監査の委託料(監査費用)に対する源泉徴収を怠る事実に基づく当該源泉所得税および延滞税相当額に係る公金支出の差止めに関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

- 1 請求人
 - 住所・氏名 省略
- 2 請求書の受付平成25年5月28日および同月29日
- 3 請求の要旨
 - (1) 平成23・24年度包括外部監査の委託料に対する源泉徴収を怠る 事実に基づく当該源泉所得税および遅滞金相当額に係る公金支出の差止 めに関するもの(原文)

別紙事実証明書(①公認会計士石川千晶に対する平成24年3月14

日支払の包括外部監査の報酬の支出命令書写し、②公認会計士石川千晶に対する平成25年3月19日支払の包括外部監査の報酬の支出命令書写し)の記載によると、高松市長その他の氏名不詳の高松市職員は、所得税法第204条第1項第2号により源泉徴収をする必要がある公認会計士石川千晶に対する包括外部監査の報酬又は料金に係る源泉徴収を行っていないことは明白である。公認会計士の業務に関する報酬又は料金については、所得税法第204条第1項の規定によりその支払の際に所得税の源泉徴収をしてその徴収の日の属する月の翌月10日までに国に納付する必要があるのに、高松市長その他の職員は、故意又は重大な過失により、別紙事実証明書①及び②記載の通り源泉徴収を行っていないのである。高松市は、源泉徴収義務者として本件源泉徴収を行っていないので、当該源泉所得税及び遅滞金を納付する必要があるのである。

本件住民監査請求は、別紙事実証明書①及び②記載の各支出に係る 本件源泉所得税相当額及びその遅滞金相当額の金員(以下「本件追加 納付を要する金員」という)は、不徴収に責任を有する者が負担する 必要があることから、地方自治法第242条第1項の規定により、本 件追加納付を要する金員を高松市の公金から支出する行為の事前の防 止、即ち、本件追加納付を要する金員の公金支出の差し止めを求める ものである。

若し仮に、本件追加納付を要する金員を高松市の公金から支出した場合には、その公金支出は、地方自治法第242条第1項に規定する違法な公金支出となり、必要のない公金支出を違法とする地方自治法第232条第1項、自治体は最少の経費で最大の効果を挙げる必要があるとする同法第2条第14項、自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出することはできないとする地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出となるものである。

よって,本件請求人は,高松市監査委員が,本件追加納付を要する金員に関しては,違法に源泉徴収を怠った不作為について責任を有す

る者が負担する必要があることから、高松市の公金から支出する行為 の事前の防止、即ち、本件追加納付を要する金員の公金支出の差し止 めを求めるほか、その他の必要な措置をとるよう高松市長に対して勧 告することを求める。

(2) 平成20~22年度包括外部監査の委託料に対する源泉徴収を怠る 事実に基づく当該源泉所得税および延滞金相当額に係る公金支出の差止 めに関するもの(要旨)

この住民監査請求は、高松市長その他の氏名不詳の高松市職員が、公認会計士竹中浩一郎に対する包括外部監査の報酬又は料金に係る源泉徴収を行っておらず、高松市は、源泉所得税及び延滞金を納付する必要があるものの、それはその職員らの故意又は重大な過失によるものであり、その職員らが負担すべきものであるとして、源泉所得税相当額及びその延滞金相当額の金員の、公金からの支出を差止めることを求めているものであり、その趣旨は平成23・24年度包括外部監査の委託料に対する源泉徴収を怠る事実に基づく当該源泉所得税および遅滞金相当額に係る公金支出の差止めと同趣旨のものであるので、詳細は、省略する。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

- 第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置
 - 1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求 める理由 (原文)

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

2 高松市(以下「市」という。)長に法第252条の43第2項前段の規定 による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むし

ろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものであ る。

第3 監査の実施

1 監查対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、市の職員が、平成20年度から同24年度にわたり、毎年度、包括外部監査を委託した公認会計士に委託料(監査費用)を支払った際、いずれも源泉所得税を徴収していないことが公金の徴収を怠る事実に該当し、それに基づく源泉所得税および延滞税相当額を市の公金から支出しなければならないことが相当の確実さで予測されるか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、市長に対し、上記源泉所得税および延滞税相当額を市の公金から支出することを差止めさせるよう勧告することを求めるというものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定により、請求人に対して、 平成25年6月25日に、証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、 請求人は、同月12日に陳述に代えて陳述書を提出したが、新たな証拠の 提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、総務局総務課である。

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下, その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、監査対象部局に事実照会するとともに、関係証拠書類の提出を 受けて精査するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認し た。

(1) 包括外部監査制度の概要

地方公共団体の外部監査制度は、平成9年の法改正により新たに制度化されたものであり、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体が外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度で、監査について独立性と専門性を強化したものである。

この外部監査契約は、包括外部監査契約によるものと個別外部監査 契約によるものの2つで構成されており、そのうち包括外部監査契約 は、住民福祉の増進、最少の経費で最大の効果、組織および運営の合 理化、規模の適正化などの法規定の趣旨を達成するため、法で定める 専門家の監査を受けるとともに、監査結果に関する報告書の提出を受 けることを内容とする契約であり、毎会計年度、その監査を行う専門 家と締結するものとされている。

また、法第252条の28第1項は、地方公共団体が外部監査契約を締結できる者の要件として、まず「普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者」でなければならず、さらに①弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)、②公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。)、③国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であって、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもののいずれかに該当する者であることを要するとしている。

そして、法第252条の36第1項により、包括外部監査契約の相手方は、「一の者」とされているが、その契約を締結して外部監査人となった者は、あらかじめ監査委員との協議により、補助者を監査に従事させることが可能であるとし、外部監査人が統括するチームで組織的な監査を実施することが想定されており、監査のテーマの選択は、全面的に外部監査人に委ねられ、監査の独立性や専門性の強化が図られている。

さらに、法は、地方公共団体が、外部監査契約を円滑に締結し、又 は適正な履行を確保するため必要と認めるときには、前記の識見を有 する者であって、税理士および税理士となる資格を有する者であるも のも,外部監査契約を締結することができるものとしており,幅広い 人材の活用を図る途を開いている。

一方,法は,包括外部監査契約を締結しなければならない団体として,都道府県と政令で定める市を挙げており,政令では指定都市および中核市を定めており,その包括外部監査対象団体の長は,毎会計年度,当該会計年度に係る包括外部監査契約を速やかに「一の者」と締結しなければならないが,連続して4回,同一の者と包括外部監査契約を締結してはならないとされている。

(2) 市における包括外部監査の実施状況

市は、中核市になったことに伴い、法令の規定により、包括外部監査契約を締結しなければならない団体となり、平成11年度から毎年度、外部監査人と包括外部監査契約を締結し、外部監査人による監査を実施している。

最近では、平成20年度から同22年度の3年間は、毎年度、公認会計士・竹中浩一郎と、平成23年度と平成24年度は、毎年度、公認会計士・石川千晶と包括外部監査契約を締結し、各外部監査人は、それぞれ弁護士、税理士、大学院教授など最低1名ないし最高7名の補助者の協力を得て、自ら選定した各年度毎の監査テーマを対象として監査を実施し、その結果を包括外部監査結果報告書にまとめ、各年度末までに、これを市議会・市長および監査委員などに提出している。

その監査テーマおよび補助者の状況は、次のとおりである。

年度	監査テーマ	補助者
平成20年度	1 公の施設の指定管理者制度について 2 公の施設の指定管理者である高松市 外郭団体の出納その他の事務の執行及 び同団体が指定管理する公の施設につ いて	税理士1名
平成21年度	1 観光政策に係る観光振興課所管業務の財務に関する事務の執行及び事業の管理について 2 出資団体及び財政援助団体の出納その他事務の執行について	税理士1名

平成22年度	1 高松市文化芸術ホールの管理運営及 び財団法人高松市文化芸術財団に係る 出納その他の事務の執行について 2 高松第一高等学校の財務に関する事 務の執行及び事業の管理について	税理士1名
平成23年度	高松市のライフインフラとしての福祉	大学院教授, 弁護士,公認 会計士等7名
平成24年度	1 高松市の安全な街づくり 2 高松市の関連諸団体	大学院教授, 弁護士等5名

(3) 市が外部監査人と締結した包括外部監査契約の内容

法第252条の36第4項は、包括外部監査契約で定めなければならない事項として、①契約期間の始期(終期は、契約締結日の属する会計年度の末日と法定されている。)、②包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法、③それらの事項のほか、包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの(費用の支払方法など)を挙げており、市は、各外部監査人と締結した包括外部監査契約において、これら法定事項を含む諸事情を取り決めているが、その内容はほぼ共通しており、平成20年度から同24年度の5年間の同契約の概要は次のとおりである。

ア 市が締結した包括外部監査契約の相手方

市が平成20年度から同22年度の3年度に締結した包括外部監査 契約の相手方は、いずれも公認会計士・竹中浩一郎、平成23年度と 同24年度の両年度に締結した相手方は、公認会計士・石川千晶である。

市が包括外部監査契約を締結する相手方は,(1)で明らかなとおり, 法によって,一定の要件を具備する者であることが必要であると定められているが,その対象者の幅は広く,有為な人材を活用できる仕組みになっており,必ずしも弁護士や公認会計士などの有資格者に限定されてはいないものの,市では,その能力や経験実績などから見て,当面,公認会計士を登用することが最適であると判断し,日本公認会計士協会四国会から推薦を受けた同会所属の公認会計士を契約の相手方とし て,包括外部監査契約を締結し、現在に至っているものである。

ちなみに、全国都市監査委員会のホームページ掲載の会員実態調査の集計結果によると、平成24年6月現在、全国の人口25万人以上50万人以下の39市のうち、2市が弁護士、35市が公認会計士、2市が税理士を、それぞれ包括外部監査人としており、包括外部監査人の資格別割合は、公認会計士が約90パーセントを占め、圧倒的に多い。

イ 契約締結日と契約期間

契約締結日は、毎年度当初の4月1日付けであり、その契約期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までと約定されている。

ウ 同契約における外部監査人の業務内容とその履行状況

包括外部監査人が行う監査については,法第252条の37が,監査対象団体の「財務に関する事務の執行」と「経営に係る事業の管理のうち,法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化,規模の適正化)の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件」と定めており,市と外部監査人との契約では,外部監査人は,「法その他関係法令およびこの契約に定めるところにより,監査を行い,監査の結果に関する報告を提出する」ことが約定されるにとどまり,具体的な監査テーマは,包括外部監査人が,包括外部監査契約締結後,その契約期間中に,その規定に則り,自ら選択・決定することになっており,契約内容として監査テーマまでは特定されていない。

平成20年度から同24年度までの間,市は,毎年度当初に,アで明らかにした公認会計士との間で,前述の各法定約定事項を盛り込んだ包括外部監査契約を成立させ,各外部監査人は,(2)で明らかなとおり,各会計年度の末日までに,自ら選定した監査テーマについて,補助者の協力を得ながら監査を実施し,その結果をまとめて,包括外部監査結果報告書を作成した上,これを包括外部監査対象団体である市の議会や長,監査委員などに提出し,契約上の債務を誠実に履行している。

エ 包括外部監査人に支払う監査費用の限度額と支払うべき監査費用の

計算方法

市は、外部監査人との間で締結した包括外部監査契約において、外部 監査人に対し、平成20年度から同22年度は、金12、695、000 円(消費税および地方消費税を含む。)、平成23年度と同24年度は、 金12、246、000円(消費税および地方消費税を含む。)を限度 として、同契約に基づく監査に要する費用(以下「監査費用」という。) を支払う約定をした上、監査費用の額を算定する計算方法を取り決め ている。

そして、その計算方法は、平成20年度から同22年度の3年度は、 監査の結果に関する報告に要する印刷費用を含んで5,000,000 円を基本費用とし、これに外部監査人と同補助者の執務日数にそれぞれ所定の単価を乗じて得られる執務費用と旅費・諸雑費などの実費を加算した総額を監査費用とし、その総額金額を約定限度額と比較し、その総額金額が約定限度額以内であれば、その総額金額を監査費用として支払い、その総額金額が約定限度額を超過すれば、約定限度額を監査費用として支払うものとする方法が約定されている。

また,平成23年度と同24年度の契約では,その計算方法を改め, 上記基本費用を無くし,上記と同旨の執務費用一本に統一した計算方 法を採用し,約定限度額との比較において支払監査費用を決定する方 法が約定されている。

オ 監査費用の支払方法

市は、外部監査人との包括外部監査契約において、監査の結果に関する報告を受けたときは、速やかに外部監査人から監査費用の額を確定するために必要な資料を提出させて、外部監査人に支払うべき監査費用の額を確定しなければならず、外部監査人の書面による請求があれば、その日から30日以内に外部監査人に監査費用を支払うことが約定されている。

カ 監査費用の支払と源泉所得税徴収の有無

市は、平成20年度から同24年度までの5年間、外部監査人による監査が終了し、外部監査人から監査の結果に関する報告を受けたこ

とに伴い、外部監査人提出の資料により、外部監査人に支払うべき監査費用の額を確定すべく、包括外部監査契約で定める算定方法によって、監査費用を計算したところ、いずれの年度も、算出した監査費用の額が約定の支払限度額を超過したので、外部監査人には各年度とも約定支払限度額の金員を支払うこととし、外部監査人の請求に応じ、次表のとおり、それぞれ市の外部監査費・委託料の予算から支出して支払っているが、市は、その支払について、いずれも源泉所得税の徴収はしていない。

契約年度	支払日	支払額	支出先
平成20年度	H21.3.31	12,695,000円	外部監査人 竹中 浩一郎
平成21年度	H22.3.31	12,695,000円	外部監査人 竹中 浩一郎
平成22年度	Н23.3.14	12,695,000円	外部監査人 竹中 浩一郎
平成23年度	H24.3.14	12,246,000円	外部監査人 石川 千晶
平成24年度	Н25.3.19	12,246,000円	外部監査人 石川 千晶

(4) 所得税法などにおける源泉徴収に関する規定

所得税法は、第204条第1項において、居住者(国内に住所を有し、または現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。)に対し国内において弁護士・公認会計士などの業務に関する報酬又は料金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない旨を規定し、第221条で、前条により所得税を徴収すべき者とされた源泉徴収義務者が、その所得税を納付しなかったときは、税務署長は、その所得税をその者から徴収する旨を規定しており、国税通則法第60条は、納税者が、源泉徴収による国税をその法定納期限までに完納しないときは、延滞税を納付しなければならないと規定している。

(5) 公認会計士の職務と包括外部監査業務

公認会計士法は、第1条で、公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする旨規定し、第2条において、その職務を規定し、公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることなどを業とするものとし、財務書類を調整し、財務に関する調査者しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることもできるとされている。

一方,包括外部監査人が行う監査は,(3)のウで明らかなとおり, 法第252条の37で規定され,監査対象団体の「財務に関する事務 の執行」と「経営に係る事業の管理のうち,法第2条第14項(最少 の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化,規模の 適正化)の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件」に関 する監査と定められており,その監査対象領域は,前述の公認会計士 の職務領域より相当幅広く,外部監査人となった者が,その対象の中 からどのような監査テーマを選択するかは,外部監査人の任意な判断 に委ねられている。

そのような中で、包括外部監査契約を締結する相手方となる者は、(1)で明らかなとおり、法によって、一定の要件を具備する者であることが必要であると定められ、その中には、弁護士や公認会計士などの資格を有する者も含まれているものの、必ずしも弁護士や公認会計士などの有資格者に限定してはおらず、「国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であって、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの」(監査事務精通者)も包括外部監査契約の相手方になり得るとされており、その対象者の幅は広く、有為な人材を活用できる仕組みになっている。

(6) 外部監査人に支払う監査費用に対する源泉所得税徴収の要否に関す

る市の認識

市は、包括外部監査契約に基づく監査業務は、公認会計士法第2条に規定されている公認会計士本来の資格を持って行う業務ではないと判断されるので、市が公認会計士である外部監査人に支払う監査費用は、公認会計士の業務に関する報酬または料金には該当せず、これに対する源泉所得税の徴収は必要でなく、これを徴収していないことは所得税法第204条第1項に違反するものではないと認識している。

(7) 外部監査制度により公認会計士に支払う報酬に対する源泉所得税徴 収に関する国税当局の見解

東京国税局・税務相談室が情報公開法第9条第1項により開示した情報によれば、同相談室は、平成14年6月の税務相談版、「誤りやすい事例集(源泉所得税)」において、地方公共団体が外部監査制度により公認会計士や税理士に支払う報酬について源泉所得税を徴収することは誤った認識であり、その業務は、本来の資格を持って行う業務に該当しないので、源泉徴収を要しないとするのが正しい答えであるとの見解を表明している。

2 監査委員の判断

(1) 市が包括外部監査人に対して支払う監査費用について源泉所得税を 徴収すべき義務の有無について

請求人は、市が平成20年度から同24年度の5年間にわたり、毎年度、包括外部監査を受託した公認会計士に対し委託料(監査費用)を支払った際、所得税法第204条第1項の規定により、その報酬について所得税を徴収して国に納付すべき義務があるにもかかわらず、その徴収を怠る違反をしており、市が公金からその源泉所得税および延滞税を納付しなければならなくなることが相当の確実さで予測されると主張しているので、まず、市が公認会計士である外部監査人に対して支払う監査費用について源泉所得税を徴収すべき義務があるか否かについて検討する。

所得税法第204条第1項は、「監査により認められた事実」(4)

で明らかにしているとおり、弁護士や公認会計士などの業務に関する報酬又は料金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない旨を規定し、同法第221条は、その所得税を徴収すべき者とされた源泉徴収義務者が、その所得税を納付しなかったときは、税務署長が、その所得税をその者から徴収するとしており、市が公認会計士である外部監査人に支払う監査報酬が、公認会計士の業務に関する報酬または料金であれば、当然、市が源泉徴収義務者として、その報酬または料金について源泉所得税を徴収して国に納付すべき義務があることになるものの、公認会計士の業務に関する報酬または料金には該当しないということであれば、その支払対象者が公認会計士の資格を有する者であるとしても、その者から源泉所得税を徴収する義務はないことになり、その報酬または料金が公認会計士の業務に関するものであるか否かによって、その判断は異なることになる。

そこで、市が公認会計士である外部監査人に支払った監査費用と対価関係にある包括外部監査業務と公認会計士業務を対比して検討するに、包括外部監査の業務は、「監査により認められた事実」(3)のウおよび(5)で明らかにしたとおり、法第252条の37で規定され、監査対象団体の「財務に関する事務の執行」と「経営に係る事業の管理のうち、法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化、規模の適正化)の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件」に関する監査と定められているのに対し、公認会計士は、公認会計士法第2条で「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることなどを業とし、財務書類を調整したり、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることもできる」とされており、包括外部監査の対象領域は、公認会計士の職務領域と重なる部分が一部あるものの、公認会計士の職務領域より遥かに幅が広く、その包括外部監査を行う外部監査人となる包括外部監査契約の相手方となる者の

要件も、「監査により認められた事実」(1)で明らかなとおり、法によって、一定の要件を具備する者であることが必要であると定められているものの、その対象者の幅は広く、有為な人材を活用できる仕組みになっており、必ずしも弁護士や公認会計士などの有資格者に限定されてはいないなどの事情に照らすと、包括外部監査の業務が即、公認会計士の業務に該当するものとは言えないものと判断する。

そして、外部監査人が現実に監査するテーマは、法が規定する範囲 内で外部監査人が任意に選択することができる仕組みになっており、 「監査により認められた事実」(2)でも明らかなように、最近5年 間に行われた市の包括外部監査の実績を見ても、その監査対象事項は、 公認会計士の職務領域に含まれるものもあるものの、それに限定され ておらず、公認会計士の職務領域と直接関係しないものも多く取り扱 われている事実が認められ、包括外部監査の業務が直ちに公認会計士 の本来の資格に基づく業務ではないことを如実に物語っているもの と言えよう。

ちなみに、市では、包括外部監査の実施以来、専ら公認会計士に委託しており、他都市においても、外部監査人に公認会計士を登用している市が多い現象は、公認会計士の知識・能力・経験実績などが包括外部監査を行う上でも、極めて有効に活用でき、効果的であるとの判断によるものと推認され、適正な人選であると思料されるが、それは包括外部監査契約の相手方となる職種の中では公認会計士の資格を有する者が最も身近な存在であるということを示しているに過ぎず、上記判断を左右するものではない。

以上の検討結果から明らかなとおり、市は、公認会計士の資格を有する「外部監査人」に包括外部監査の監査費用を支払ったものに過ぎず、「公認会計士」本来の資格に基づく業務に関する報酬等を支払ったものではないと認められるので、市には、所得税法第204条第1項に規定されている源泉所得税徴収の義務はないと言わなければならず、市が外部監査人に支払った監査費用について源泉所得税を徴収しなかったことに何ら違法がないものと判断する。

(2) 市の源泉所得税および延滞税納付の要否について

次に、請求人は、市が、外部監査人に支払った監査費用について、源泉所得税を徴収していないことに関して、今後、市が公金からその源泉所得税および延滞税を納付しなければならなくなることが相当の確実さで予測されるとも主張しているので、その点について付言する。

所得税法第221条は、源泉所得税を徴収して納付すべき義務がある者が、その所得税を納付しなかったときに、税務署長が、その所得税をその者から徴収すると規定しているに過ぎず、そもそも源泉所得税を徴収すべき義務がない者について適用されるものではなく、市が外部監査人に対して支払った監査費用について、今後、税務署長からそれに対する所得税や延滞税の納付を求められることがあるとは到底考えられない。

そして、国税当局も、「監査により認められた事実」(7)で明らかにしたとおり、地方自治体の外部監査制度により公認会計士などに支払う報酬は、公認会計士の本来の資格をもって行う業務に対する報酬ではなく、源泉所得税を徴収する義務はない旨の見解を公にしていることを考えると、今後、市が支払った本件監査費用について、所轄の税務署長が市に対して源泉所得税や延滞税を徴収してくることは毛頭予測されるところではないと言えよう。

以上,検討のとおり,請求人の主張は,いずれも理由がなく失当であり,何ら理由のないものと判断する。